

●香川県告示第428号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県栗島海洋記念公園条例（平成3年香川県条例第1号）第4条第2項の規定に基づき、令和2年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県栗島海洋記念公園	三豊市 三豊市高瀬町下勝間2373番地1	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで